

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	大分市 軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務 基礎 項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
大分市は、軽自動車税(種別割)の賦課における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分市長

公表日
令和6年11月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務
②事務の概要	軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)現在、本市に主たる定置場がある軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、及び二輪の小型自動車)の所有者に対して、賦課決定し納税の通知を行うものであり、その管理にあたっては以下の事務による。 1. 原動機付自転車や小型特殊自動車の申告受付及び登録事務 (1)購入や譲渡などにより所有した場合による新規登録及び名義変更 (2)廃棄処分や譲渡、盗難などにより所有しなくなった場合の廃車 2. 二輪の小型自動車、及び軽自動車の登録事務 (1)大分運輸支局で申告受付をした二輪の軽自動車・二輪の小型自動車の登録、変更、廃車 (2)全国軽自動車協会連合会大分事務所で申告受付をした軽自動車(二輪の軽自動車を除く)の登録、変更、廃車 3. 軽自動車税(種別割)の課税及び納税通知書発送事務 (1)申告内容に基づき、納税通知書を送付する (2)賦課更正処理により更正及び随時課税を行い、納税通知書を発送 (3)返戻された納税通知書等の調査 4. 軽自動車税(種別割)減免申請受付事務 (1)一定の障がいの有する人が所有する場合や、一定の障がい有する人と生計を一にする人が所有し、その障がい有する人のために使用すると認められる軽自動車の減免申請の受付 (2)公益のために直接専用すると認められる軽自動車の減免申請の受付 (3)構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車の減免申請の受付 5. 調定、統計資料作成事務 (1)賦課異動処理の結果に基づき、月ごとに課税集計表を作成し、調定額を管理 (2)車両情報等により統計資料を作成し報告 6. 証明書の交付事務 管理情報に基づき標識交付証明書、廃車証明書を交付する。
③システムの名称	軽自動車税システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、住民基本台帳システム、収納システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供】行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市財務部税制課
②所属長の役職名	税制課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒870－8504 大分市荷揚町2番31号 大分市総務部情報公開室 電話097－537－5797
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒870－8504 大分市荷揚町2番31号 大分市財務部税制課 電話097－537－7314
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない（入手） ☐ 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税制課長 直野 宏昭	税制課長 中園 美佐	事後	人事異動に伴う記載内容の変更
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
平成29年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	軽自動車税賦課情報ファイル	軽自動車税情報ファイル	事後	名称の見直し
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税制課長 中園 美佐	税制課長 津田 克子	事後	人事異動に伴う記載内容の変更
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	6. 証明書の交付事務 管理情報に基づき標識交付証明書、廃車証明書、記載事項証明書を交付する。	6. 証明書の交付事務 管理情報に基づき標識交付証明書、廃車証明書を交付する。	事後	事務見直しによる変更
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	軽自動車税システム、団体内統合宛名システム、共税総合システム、住登外/宛名システム	軽自動車税システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、住登外/宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、住民基本台帳システム、収納システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税制課長 津田 克子	税制課長	事後	様式変更による更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
令和1年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	2. 二輪の小型自動車、及び軽自動車の登録事務 (1)大分運輸支局で申告受付をした二輪の小型自動車の登録、変更、廃車 (2)全国軽自動車協会連合会大分事務所で申告受付をした軽自動車の登録、変更、廃車	2. 二輪の小型自動車、及び軽自動車の登録事務 (1)大分運輸支局で申告受付をした二輪の軽自動車・二輪の小型自動車の登録、変更、廃車 (2)全国軽自動車協会連合会大分事務所で申告受付をした軽自動車(二輪の軽自動車を除く)の登録、変更、廃車	事後	申告受付場所の変更
令和1年10月1日	評価書名	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更
令和1年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	税の名称変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	軽自動車税システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、住登外/宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、住民基本台帳システム、収納システム	軽自動車税システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、住民基本台帳システム、収納システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事前	最新の情報に更新
令和3年1月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事前	最新の情報に更新
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の24の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第27項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第27項)	事前	事前通知事項
令和5年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の24の項	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	事後	最新の情報に更新
令和5年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	最新の情報に更新
令和5年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	最新の情報に更新
令和6年11月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号利用法第9条第1項 別表24の項	事後	最新の情報に更新
令和6年11月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第27項)	【情報照会】番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供】行わない	事後	最新の情報に更新
令和6年11月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和5年8月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	最新の情報に更新
令和6年11月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年8月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	最新の情報に更新
令和6年11月7日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	最新の情報に更新
令和6年11月7日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	-	事後	最新の情報に更新